

工場立地法に係る 緑地面積率・環境施設面積率等 を緩和しました

工場立地法では、工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図ることを目的に、一定規模以上の工場「特定工場」※1について、敷地面積に対する緑地面積・環境施設面積等の割合が定められています。

安芸高田市では、企業の方が設備投資や進出しやすい環境を整備するため、国の定める範囲内で、緑地面積率・環境施設面積率等を緩和する「準則条例」を制定しました。（令和2年12月～）

<緩和内容>

区分	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の 定めのない地域
環境施設面積率	20%以上 ⇒15%以上	15%以上 ⇒10%以上	25%以上 ⇒10%以上
緑地面積率	15%以上 ⇒10%以上	10%以上 ⇒5%以上	20%以上 ⇒5%以上
	重複緑地等の緑地への算入率 25% ⇒ 50%以下		

※1 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の規模に該当する製造業等の工場

○環境施設：周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの（噴水、運動場等）

○重複緑地：緑地と緑地以外の施設が重複する部分（緑化駐車場、屋上緑化、壁面緑化等）

【お問い合わせ先】

安芸高田市 産業振興部 商工観光課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田791 TEL：0826-47-4024